

【フランス】「一票の格差」是正評議会の設置

海外立法情報課・鈴木 尊紘

* 2008年の憲法改正を受けて、2009年1月に、次の2点を規定する法律が制定された。第1に、いわゆる「一票の格差」を是正するための独立評議会を設置するための法律であり、第2に、国会議員の兼職制限規定を変更するための法律である。

憲法第25条第3項の新設

2008年7月21日のフランス第5共和国憲法の大改正にともない、「第4章 国会」に属する第25条第3項が付加された。すなわち、「独立評議会は、法律により構成並びに組織及び運営の規則を定められ、国民議会議員の選挙区の画定又は国民議会議員若しくは元老院議員の議席配分の修正に関する政府法令案及び議員提出法案について、公式見解により裁定する」と規定された。この憲法規定を具体的に立法化したものが、憲法第25条の適用に関する2009年1月13日の組織法律第2009-38号（注1）、並びに憲法第25条に規定する評議会及び議員選出に関する2009年1月13日の法律第2009-39号（注2）である。後者が「一票の格差」を問題にしている。

「一票の格差」是正評議会の設置

国民議会（下院）議員は、小選挙区2回投票制の直接選挙によって選出され、定数577のうち570は各県（本国96県、海外県4県）に、残り7はその他の海外自治体に配分される。各県への定数配分は人口比例によるが、人口の少ない県にも最低2議席を割り当てるため、完全に平等原則が貫かれているわけではない。

元老院（上院）議員は、県を選挙区とした間接選挙で選出され、県選出の下院議員、州議会議員、県議会議員及び県内市町村議会から選出される代表が選挙人となる。定数3以下の県は連記式の2回投票制、4以上の県では比例代表制を採っている。

1999年に行われた国勢調査によると、下院議員選挙における選挙区で最も人口の多いのはヴァル・ドワーズ県2区で188,200人、最も人口の少ない選挙区はロゼール県2区で34,374人であり、一票の格差は5.48倍である（注3）。こうした一票の格差は、憲法院が何度も指摘するところであり、近年では2007年にも同様の指摘を行い、問題あるいくつかの選挙区の修正を求めている（注4）。

こうした状況を改善するため、選挙区画定又は議席配分を修正する公式見解を発表する独立評議会が設置されることとなった。当該評議会の態様は以下のとおりである。

- ・この独立評議会は独立行政機関（Autorité administrative indépendante：通称「AAI」）であるとされ、この機関は、いかなる政府機関にも属さないが、行政組織等の在り方を改革する権限を有するものである。
- ・独立評議会委員は、大統領、国民議会議長及び元老院議長が任命する者1名ずつ、

並びにコンセイユ・デタ評定官、破棄院裁判官及び会計検査院主任評定官 1 名ずつの合計 6 名で構成される。この評議会は、大統領が任命した者によって主宰される。

- ・国民議会議長及び元老院議長に任命される者は、当該院の選挙法律を扱う委員会の意見が徴された後に選出される。この委員会が 5 分の 3 以上でもって任命拒否を表明した場合には、その者を任命することができない。
- ・独立評議会の委員の任期は 6 年で、更新することはできない。3 年ごとに半数を改選する。また、選挙によって任命される別の職と兼任することはできない。

国会議員の兼職禁止制限規定の変更

フランスにおいては、国会議員が政府構成員（大臣等）を兼ねることは禁止されている（憲法第 23 条）。したがって、政府の構成員に任命された議員は辞職しなければならないが、代わりを務める者はあらかじめ決められている。すなわち、当選後の辞職に備えて、各議員は選挙に立候補する際に、それぞれの補充候補者（suppléant）を指名しているのである。そして、一旦、或る議員が政府構成員になり、補充候補者がその議員の議席に就いた場合には、次回の当該院の選挙までは、補充候補者がその議席を占めることになっていた。

しかし、今回の法律の制定により、選挙法典 LO 第 176 条が改正され、政府構成員であった元議員が、政府構成員を辞めた後 1 か月を経た際には、元の議席に戻ることができるようになった。この規定は、現在の政府構成員から適用される。また、政府の職に就き欧州議会議員を辞した議員についても同様の措置を採ることを定めた。

海外県の選挙区画の見直し

2009 年 1 月 13 日の法律第 2009-39 号第 2 条は、海外県の選挙区画の見直しを定めている。これまでの選挙区画は、1986 年 7 月 11 日の法律第 86-825 号により決められていたが、その後の人口変動を経て、一票の格差が拡大している地域がある。今回は、特に、憲法院で違憲の可能性があると判断された選挙区について修正を行う。その方法は、憲法第 38 条に従い、当該法律が公布されてから 1 年以内にオルドナンス（政府による委任立法）により修正するという形を採る。

注（インターネット情報はすべて 2009 年 3 月 19 日現在である。）

- (1) Loi organique n° 2009-38 du 13 janvier 2009 portant application de l'article 25 de la Constitution
- (2) Loi n° 2009-39 du 13 janvier 2009 relative à la commission prévue à l'article 25 de la Constitution et à l'élection des députés
- (3) “La population des circonscriptions électorales (Recensement de 1999 – Source : Insee),”
<<http://www.assemblee-nationale.fr/elections/recensement.asp>>
- (4) 例えば、直近の憲法院による指摘に関しては、Décision du 3 mai 2007 portant sur une requête présentée par Monsieur Pascal JAN, Consid. 3